

# 高齢者虐待防止のための指針

医療法人若葉会

豊中わかば訪問看護ステーション

## 1、高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律)の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

### 【虐待の定義】

- (1) 身体的虐待: 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  
又は当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任: 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待: 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待: 利用者に対しわいせつな行為をする事、又は利用者に対しわいせつな行為をさせる事。
- (5) 経済的虐待: 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2、虐待防止委員会に関する事項

当事業所は、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応のために虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定め必要な措置を講じます。

- (1) 責任者は管理者とする。
- (2) 委員会は年 1 回以上実施し、責任者が必要と認めた時に開催する。その内容については職員に周知徹底を図る。
- (3) 虐待の防止のための指針の整備に関する事。
- (4) 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事。
- (5) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事。
- (6) 職員が虐待等を把握した場合、行政機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事。
- (7) 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事。
- (8) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

### 3、虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止のための職員研修を原則年 1 回実施します。
- (2) 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

### 4、虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに行政機関に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

### 5、虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

- (1) 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告します。
- (2) 虐待防止責任者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求め、必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応後も善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、行政機関の担当窓口へ報告します。
- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知します。
- (6) 高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であると認識し、職員は利用者やその家族の様子の変化を察知し、状況の把握等の確認に努めます。
- (7) 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を行政機関に報告します。

### 6、成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行います。

## 7、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情担当者(管理者)に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- (3) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にも報告する。

## 8、利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように施設・事業所内に常設し、ホームページに公表します。

## 9、その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための職員研修に関する基本方針に定める研修のほか、豊中わかば会病院により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

### 附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する